

【新旧対照表】貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則

(下線部分改正箇所)

旧	新
<p>第1条 ～ 第10条 (略)</p> <p>(社内態勢整備)</p> <p>第11条 協会員は、業務の適切な運営を確保するための社内態勢整備を行うにあたり、協会が定める業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則に留意し、以下を主な内容とする社内規則等を策定し社内態勢を整備しなければならない。また、その対応においては、業容規模に応じた必要な社内態勢整備に努めることで、貸金業の業務の適切な運営を確保しなければならない。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) <u>取引時確認、疑わしい取引の届出</u></p> <p>(6) ～ (18) (略)</p> <p>2 ～ 4 (略)</p>	<p>第1条 ～ 第10条 (略)</p> <p>(社内態勢整備)</p> <p>第11条 協会員は、業務の適切な運営を確保するための社内態勢整備を行うにあたり、協会が定める業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則に留意し、以下を主な内容とする社内規則等を策定し社内態勢を整備しなければならない。また、その対応においては、業容規模に応じた必要な社内態勢整備に努めることで、貸金業の業務の適切な運営を確保しなければならない。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) <u>取引時確認等の措置 (取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置をいう。)</u></p> <p>(6) ～ (18) (略)</p> <p>2 ～ 4 (略)</p>
<p>第12条 ～ 第79条 (略)</p>	<p>第12条 ～ 第79条 (略)</p>
<p>附 則 (平19.12.19) ～附 則 (平26.6.10) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>附 則 (平19.12.19) ～附 則 (平26.6.10) (略)</p> <p><u>附 則 (平28.10.1)</u></p> <p><u>この改正は、平成28年10月1日から施行する。</u></p> <p><u>(注) 改正条項は、次のとおりである。</u></p> <p><u>第11条を改正。</u></p>